

国立大学法人高知大学における公的研究費の不正使用の防止等
に関する規則

平成 27 年 1 月 28 日
規則 第 48 号

最終改正 令和 6 年 3 月 15 日規則第 67 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 組織の責任体制（第 4 条－第 14 条）
- 第 3 章 不正使用への措置等（第 15 条－第 23 条）
- 第 4 章 その他（第 24 条・第 25 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定。令和 3 年 2 月 1 日改正）を踏まえ、国立大学法人高知大学における公的研究費の不正使用の防止について必要な事項及び国立大学法人高知大学コンプライアンス通報等規則（以下「通報等規則」という。）第 22 条第 2 項の規定に基づき、公的研究費の不正使用に係る措置等について必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この規則において、「研究者等」とは、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）の役員及び職員並びにその他本学の公的研究費の運営及び管理に関わる者並びに本学の施設設備を利用して研究活動を行う者をいう。

2 この規則において「公的研究費」とは、学内予算で措置された研究費及び競争的研究費その他本学の研究者等の研究活動のために執行されるすべての経費をいう。

3 この規則において「競争的研究費」とは、国又は国が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金をいう。

4 この規則において「不正使用」とは、関係法令、本学の規則等及び競争的研究費を配分する機関（以下「資金配分機関」という。）が定めた規則等に違反した使用その他公的研究費を不正に使用する行為をいう。ただし、研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った場合を除き、故意によるものでないことが根拠をもって明らか

かな場合は、これを除くものとする。

- 5 この規則において「会計規則等」とは、関係法令及び国立大学法人高知大学会計規則その他本学で定めた会計事務の取扱規則等並びに資金配分機関が定めた研究費等の使用に関する規則等をいう。
- 6 この規則において「管理者」とは、通報等規則第6条に規定する「コンプライアンス管理者（以下「管理者」という。）」を、副管理者は、通報等規則第6条に規定する「コンプライアンス副管理者（以下「副管理者」という。）」をいう。
- 7 この規則において「部局」とは、通報等規則第3条第6号に規定する「部局」をいう。
- 8 この規則において「コンプライアンス教育」とは、不正使用を事前に防止するために、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、自身が取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正使用に当たるのかなどを理解させることを目的として実施する教育をいう。
- 9 この規則において、「啓発活動」とは、不正使用を起こさせない組織風土を形成するために、構成員全体に対し、不正使用防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。

（研究者等の責務）

第3条 研究者等は、高知大学における研究者の行動規範（平成19年3月28日制定）、この規則及び会計規則等を遵守するとともに、適正かつ有効に公的研究費を使用しなければならない。

- 2 研究者等は、コンプライアンス教育の受講の義務を負うとともに、別紙様式1の誓約書を学長に提出しなければならない。ただし、本人による提出であることが確保でき、かつ、別紙様式1の内容を誓約したことが確認できると統括管理責任者が認めるときは、統括管理責任者が指定する方法による電磁的記録の提出をもって、別紙様式1の誓約書の提出に代えることができる。

第2章 組織の責任体制

（責任者）

第4条 本学の公的研究費を適正に運営及び管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

（最高管理責任者）

第5条 最高管理責任者は、本学全体を統括し、本学の公的研究費の運営及び管理につい

て最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定及び周知するとともに、不正防止対策を実効性のあるものとするため、強力なリーダーシップを発揮し、不正防止対策を実施するために必要な措置を講じる。また、必要に応じて基本方針の見直しを行う。
- 3 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 4 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、役員会に諮るものとする。また、第14条第1項に規定する監査結果を踏まえ、必要に応じ本学が定める規則等の使用ルールを見直すものとする。
- 5 最高管理責任者は、研究費不正の根絶を実現するため、大学全体に不正使用防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

（統括管理責任者）

第6条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限をもつものとし、理事（研究・医療・評価・IR担当）をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、本学の不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に最高管理責任者に報告しなければならない。

（コンプライアンス推進責任者）

第7条 コンプライアンス推進責任者は、各部局において公的研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、通報等規則第3条第6号に規定する者をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。
 - (1) 自己の管理監督又は指導する部局における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者に報告する。
 - (2) 不正防止を図るため、自己の管理監督又は指導する部局に所属する研究者等に対し

てコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 自己の管理監督又は指導する部局において、定期的に啓発活動を実施する。

(4) 自己の管理監督又は指導する部局に所属する研究者等が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

3 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じて自己の管理監督又は指導する部局におけるコンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

(職名の公開)

第8条 学長は、第4条の責任者を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公表するものとする。

(コンプライアンス教育・啓発活動の実施)

第9条 統括管理責任者は、構成員の不正使用防止への意識の向上と浸透を促し、組織全体で不正使用を防止する風土を形成するため、公的研究費の運営・管理に関わる研究者等を対象としたコンプライアンス教育及び啓発活動等の実施計画（対象、時間・回数、実施時期、内容等）を策定する。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、自己の管理監督又は指導する部局において公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。

3 コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、定期的に見直しを行う。

4 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の実施に際して、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。

5 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、受講の機会等に誓約書等を提出させるものとする。

6 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正使用根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

(不正防止計画の策定及び実施)

第 10 条 最高管理責任者は、不正使用等を発生させる要因を把握し、それに対する具体的な不正防止計画を策定し実施しなければならない。

2 統括管理責任者は、前項で策定された不正防止計画をコンプライアンス推進責任者に提示しなければならない。

3 コンプライアンス推進責任者は、当該部局において前項で提示された不正防止計画を実施し、その実施状況を事業年度ごとに統括管理責任者に報告しなければならない。

4 統括管理責任者は、前項により部局から報告があった実施状況について、最高管理責任者に報告し、必要と認める場合は、コンプライアンス推進責任者に不正防止計画の実施状況の改善を指示しなければならない。

5 コンプライアンス推進責任者は、前項の改善指示があった場合は、実施状況の改善に努め、その改善状況について統括管理責任者に報告しなければならない。

6 統括管理責任者は、前項の改善状況について最高管理責任者に報告しなければならない。

(相談窓口)

第 11 条 本学における公的研究費に関する事務処理手続及び会計規則等について、明確かつ統一的な運用を図るため、学内外からの相談を受ける窓口として、公的研究費相談窓口を置く。

2 公的研究費相談窓口は、次の各号に掲げる課に置く。

(1) 朝倉地区・物部地区については、財務課及び研究推進課

(2) 岡豊地区については、会計課及び総務企画課研究推進室

3 公的研究費相談窓口は、学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(取引業者との癒着防止)

第 12 条 公的研究費を使用して発注又は契約する際は、会計規則等の定めにより行うこととし、発注又は契約を研究者等に委任する場合においても、最高管理責任者等は、研究者等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。

2 最高管理責任者等は、一定の取引実績（回数、金額等）や本学におけるリスク要因及び実効性等を考慮した上で別紙様式 2 の誓約書等を徴収しなければならない。

(検収確認業務窓口の設置)

第13条 本学における物品等の発注に基づく適正な給付の完了確認を行うため、次項に規定する職員の属する部署に検収確認業務窓口を置く。

2 検収確認業務窓口で検収を行う職員及び事務の範囲は、国立大学法人高知大学における会計機関の補助者の指定に関する規則第2条第1項第1号及び第2項による。

(モニタリング及び監査)

第14条 公的研究費の適正な管理のため、大学全体の視点からモニタリングを実施するとともに、不正使用を発生させる要因を把握し、不正使用が発生するリスクに対して、重点的かつ機動的な監査を法人監査室において行うものとする。

2 前項に定める監査における監査担当者の権限及び責任等については、国立大学法人高知大学内部監査規則によるものとする。

第3章 不正使用への措置等

(予備調査等)

第15条 管理者は、通報等規則第11条により公的研究費の不正使用に関わる事案と判断するコンプライアンス通報の報告を受けたときは、その旨を学長に報告し、副管理者は、通報内容の合理性、調査可能性等について判断するため、速やかに予備調査の実施を理事(財務・労務管理担当)に依頼するものとする。

2 予備調査とは、通報内容の合理性、調査可能性等について専門的知見により調査し、調査結果を基に管理者が本格的な調査(以下「本調査」という。)を実施すべきか否かを判断する調査をいう。

3 管理者は、報道及び会計検査院等の外部機関から、不正使用の疑いが指摘された場合には、顕名により通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。また、学会等のコミュニティによる不正使用の疑いが指摘された場合には、匿名により通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。

4 依頼を受けた理事(財務・労務管理担当)は、速やかに予備調査を実施する。

5 依頼を受けた理事(財務・労務管理担当)は、被通報者の所属する部局を管理又は指導するコンプライアンス推進責任者を委員長とする予備調査委員会を設置し、予備調査に当たらせるものとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、学長が指名する理事又は副学長を委員長とすることができる。

6 予備調査に当たって、必要に応じて次の各号に掲げる事項を行うことができる。

(1) 不正使用に関する資料等の調査

- (2) 関係者（当該通報に関係する者（通報者、被通報者及び調査協力者を含む。以下同じ。））からの事情聴取
- (3) その他調査に当たって、合理的に必要な事項
- 7 関係者は、当該調査に当たっては、誠実に協力しなければならない。
- 8 関係者は、予備調査委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。
- 9 予備調査委員会は、予備調査の結果を、予備調査委員会を設置した理事に報告する。
- 10 依頼を受けた理事は、予備調査の結果を副管理者に報告する。
- 11 副管理者は、予備調査の結果を管理者に報告し、報告を受けた管理者は、本調査を行うか否かについて決定する。
- 12 前号の本調査の実施の決定は、原則として通報を受け付けた日から、30日以内に行わなければならない。

（本調査）

第16条 管理者は、副管理者の報告を受け、本調査を実施することを決定した場合は、通報等規則第13条に規定するコンプライアンス委員会に、速やかに本調査を依頼しなければならない。

- 2 管理者は、本調査を実施することを決定した場合は、本調査を行う旨を通報者及び被通報者に通知するものとする。なお、通報者に対しては、通報窓口を通じて行うものとする。
- 3 コンプライアンス委員会は、本調査において、被通報者に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- 4 管理者は、本調査を行わないことを決定した場合には、予備調査の結果の概要を決定の理由を添えて通報者及び被通報者に通知するものとする。なお、通報者に対しては、通報窓口を通じて通知するものとする。この場合において、コンプライアンス委員会は、予備調査に係る資料を保存し、通報者の求めに応じ開示しなければならない。

（調査中における研究費の一時的使用停止）

第17条 学長は、調査の実施決定後、調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対し、通報された研究に係る研究費の使用停止を命じることができる。

（審理及び認定）

第18条 コンプライアンス委員会は、原則として本調査開始後150日以内に本調査の結果

を取りまとめ、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について審理し、認定を行わなければならない。

2 コンプライアンス委員会は、認定を行うに当たり、不正使用が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、通報者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

3 コンプライアンス委員会委員長は、行った認定内容について管理者に報告する。

4 管理者は、コンプライアンス委員会が行った認定内容を学長に報告するとともに、速やかに文書により通報者及び被通報者に通知しなければならない。

(不服申立て)

第 19 条 通報者又は被通報者は、前条の認定に対して不服があるときは、その認定について通知の日の翌日から起算して 14 日以内に文書により学長に不服申立てをすることができる。

(審査)

第 20 条 学長は、前条による不服申立てを受理したときは、管理者を通じ、コンプライアンス委員会に対し速やかに審査を命じるとともに、通報者から不服申立てがあった場合は、被通報者へ、被通報者から不服申立てがあった場合は、通報者に通知する。

2 コンプライアンス委員会は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案し、速やかに再調査の必要性を審査し、管理者を通じ、学長に報告する。また、学長は、審査の結果を通報者及び被通報者に通知する。

3 前項の審査において、コンプライアンス委員会が、当該不服申立てが、当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると判断するときは、学長は以後の不服申立てを受け付けないことができるものとする。

(再調査等)

第 21 条 学長は、前条により、再調査の必要がある旨の報告を受けた場合は、速やかにコンプライアンス委員会に再調査を開始するように命じる。

2 コンプライアンス委員会は、前項の再調査を命じられたときは、再調査を開始した日から概ね 50 日以内に、再調査、審理、認定及び報告を行わなければならない。この場合、第 16 条及び第 18 条の規定を準用する。

3 管理者は、前項の認定の結果を学長に報告するとともに、文書により通報者及び被通

報者に通知しなければならない。この場合において、通報者に対しては、通報窓口を通じて通知するものとする。

4 通報者及び被通報者は、第2項の認定に対して不服を申し立てることはできない。

(関係機関への報告等)

第22条 学長は、管理者が本調査の実施を決定した段階で、調査に至った経緯及び予備調査の結果等について、また、本調査が終了した段階で、不正行為の調査結果及び講じた措置等について文部科学省及び資金配分機関に報告しなければならない。

2 学長は、管理者の報告に基づき、次の各号に掲げる事項について、対応しなければならない。

(1) 学長は、調査の実施に際し、調査方法、調査対象及び方法等について資金配分機関に報告及び協議しなければならない。

(2) 学長は、通報を受け付けた日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を資金配分機関に、提出しなければならない。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を提出しなければならない。

(3) 学長は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には、速やかにコンプライアンス委員会に認定させ、資金配分機関に報告しなければならない。

(4) 学長は、前2号のほか、資金配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出しなければならない。

(5) 学長は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、資金配分機関から求めがあった場合には、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(調査結果の公表)

第23条 学長は、不正使用の存在が認定された場合には、個人情報及び知的財産の保護等、不開示とすることに合理的な理由があるものを除き、原則として調査結果を公表するものとする。

2 前項の規定により公表する内容については、不正使用に関与した者の氏名及び所属、不正の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、コンプライアンス委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法・手順等とする。

第4章 その他

(事務)

第24条 本規則に関する事務は、関係部局の協力を得て、研究国際部研究推進課において処理する。

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、不正使用の防止について必要な事項及び不正使用が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年1月28日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第118号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月20日規則第48号）

- 1 この規則は、平成29年1月20日から施行する。
- 2 国立大学法人高知大学における競争的資金等の取扱いに関する規則は廃止する。
- 3 前項による廃止前の国立大学法人高知大学における競争的資金等の取扱いに関する規則の規定に基づき提出を受けた誓約書については、この規則による改正後の国立大学法人高知大学における公的研究費の不正使用の防止等に関する規則に基づき提出を受けたものとみなす。

附 則（平成30年3月28日規則第86号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第100号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規則第15号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和4年2月28日規則第59号）

この規則は、令和4年2月28日から施行する。

附 則（令和4年3月28日規則第101号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月15日規則第67号）

この規則は、令和6年3月15日から施行する。

別紙様式1（第3条関係）

誓 約 書

国立大学法人高知大学長 殿

私は、高知大学の職員として、以下の事項を遵守することをここに誓います。

記

1. 大学の管理すべき公的研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、研究活動及び公的研究費の使用又はその運営及び管理において一切の不正行為を行わないこと。
2. 公的研究費の使用又はその運営及び管理に当たり、競争的研究費の資金配分機関が定める各種要項及び本学が定める規則等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、これに違反して、不正を行った場合は、本学や資金配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。
3. 研修会等に参加し、関係法令及び使用ルール等に関する知識の習得や事務手続きの理解に努めること。
4. 職員相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究活動及び公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めること。
5. 公的研究費の使用又はその運営及び管理に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動すること。

年 月 日

氏 名

(自署)

別紙様式2（第12条関係）

誓 約 書

国立大学法人高知大学長 殿

当社（当法人）は、公的研究費の使用に係る不正行為等の防止に当たり、以下の事項を遵守することをここに誓います。

記

1. 当社（当法人）は、国立大学法人高知大学との取引において、法令及び貴学が定める規則等を遵守し、不正行為を行わないこと。
2. 貴学が公的研究費に関して実施する監査等に際して、取引帳簿等の閲覧・提出等の要請があった場合は、これに協力すること。
3. 当社（当法人）の不正行為が明らかになった場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議の申し立てを行わないこと。
4. 当社（当法人）は、公的研究費の使用に係る不正行為に関し、不正の事実を知ったときは、通報窓口に通報すること。

年 月 日

（住 所）

（会社名）

（代表者役職・氏名）

会社印